

主な奨学制度

奨学金名	種別	資格・条件	金額
日本学生支援機構奨学金 第一種奨学金（無利子） 第二種奨学金（有利子）	貸与	主たる家計支持者の収入額等が支援機構の基準額以下であること 成績要件あり	2万～12万円 （変更になる場合があります）
日本福祉大学緊急貸与奨学金	貸与	家計急変等により学業継続が困難になった場合	授業料・施設維持費の1/4を上限
日本福祉大学経済援助給付奨学金	給付	学業に真剣に取り組んでいること 本奨学金を受給することで学業継続が可能となるもの 何らかの奨学金貸与を受けていること	25万円
地方自治体・財団奨学金	給付・貸与	制度により異なる	制度により異なる
JASSO 支援金	給付	自然災害等により居住中の住居に半壊以上の被害をうけたもの	10万円

※奨学制度は、出願資格や金額などが変更される場合がありますので、募集要項で確認して下さい。

日本学生支援機構奨学金 URL <http://www.jasso.go.jp/shogakukin>



在学採用（毎年春に募集）

	第一種奨学金：無利子	第二種奨学金：有利子
目的	特に優れた学生で、経済的な理由により、著しく修学困難な者に貸与	経済的な理由により修学困難な者に貸与
対象	全学年	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は JASSO HP 参照
選考	成績・経済状況	
決定・貸与開始月	7月（希望により4月分からの貸与を受けることができる）	
振込日	原則毎月11日	
貸与期間	卒業まで（最短修業期間）※1年ごとに継続手続（適格認定）が必要	

緊急採用・応急採用（随時学生課・半田事務室・東海事務室に相談してください）

	緊急採用（第一種奨学金）	応急採用（第二種奨学金）
対象	失職・破産・事故・病気・死亡もしくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められるもの。ただし、家計急変事由発生から12か月以内に限る。	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は JASSO HP 参照
貸与期間	事由発生月から原則年度末まで（手続きにより継続可能）	事由発生月から卒業まで（最短修業年限） ※1年ごとに継続手続きが必要

日本学生支援機構奨学金の採用「廃止」の成績要件について

- 一旦、採用となっても、成績不振・留年の場合は、奨学金が「廃止」（打ち切り）となり、以降の「復活」（貸与再開）はありません。十分注意してください。

日本学生支援機構奨学金の「奨学生の適格認定に関する施行規則」に基づき、就学状況不振による「廃止」認定について、以下の基準のとおり認定を行います。

適格認定「廃止」の成績要件（本学設定の要件）

- ① 原級学年にとどまった学生（＝留年）、もしくは各学年修了時に以下の基準単位数を満たさなかった学生は、奨学生としての適格を「廃止」として認定する。

1 年次修了時 10 単位未満

2 年次修了時 40 単位未満

3 年次修了時 76 単位未満

（単位数は卒業単位に含まれる要卒単位）

- ② 年度内の修得単位数が皆無であった場合は、「廃止」として認定する。
- ③ ①の単位数を満たしていたとしても、留年した場合は、適格認定を「廃止」とする。
（例）経済学部 3 年次修了時に 94 単位未満は「廃止」
- ④ 国際福祉開発学部は 1 年次修了時に 10 単位未満であっても、2 月に実施する「国際フィールドワーク I」を全日程修了した学生は、単位修得見込みとして 4 単位の加算を認める。（実際の単位認定は 2 年次に行われている。）
- ⑤ 健康科学部では、原級学年に留まった学生（留年）の内、以下の基準で適格認定を「廃止」とせず「停止」とし、進級後の「復活」の可能性を残す。
 - 1) 進級要件に該当する科目のうち、未取得の科目が 1 科目の場合
 - 2) 健康科学部学生委員が「成績不振の理由が真にやむをえないと認められ、かつ成業の見込みがある者」と判断した場合

日本福祉大学緊急貸与奨学金

主たる家計支持者の失職や死亡または災害等による家計急変のため学業を継続することが困難になった場合に貸与する、緊急時の奨学金制度です。

募集にあたって

募集は下記事由に該当する場合に、予算内で随時行います。

返還は在学中または卒業（退学・除籍）後、6ヶ月以降～10年以内に行ってください。

半年賦（半年に1回）での返還とします。（返還契約書提出時に返還計画書提出）

対 象	募集時期	募集人員	貸与額	支給基準	決 定	振込日	貸与限度回数
全学年	随 時	若干名	在籍学部・大学院の年間学費1/4を上限とする。	面接 ・書類選考等	申請から14日前後	申請から14日前後	原則2回まで

出願事由（必要に応じて事由を証明する書類の提出を求める場合があります。）

- ・主たる家計支持者が死亡または生別した場合
- ・主たる家計支持者が失職（定年退職及び転職のための失職は含まない）した場合
- ・主たる家計支持者が病気または事故等で、著しく支出が増大したり、収入が減少した場合
- ・火災・風水害等の災害で著しい被害を受けた場合

日本福祉大学経済援助給付奨学金

対 象	募集人員	給付額（一括）	選 考	給付限度
学部の全学年・大学院修士課程（通学） 在学者 ※入学初年度前期は申請できません。	前期…20名程度 後期…20名程度	25万円	応募方法、出願募集等は掲示でお知らせします。（前期：4月初旬、後期：9月初旬。）	学部は通算して在学中2回まで、大学院は通算して在学中1回までを限度とする（ただし、入学した学年により異なる）。

日本福祉大学経済援助給付奨学金の概要

出願要件（変更されることがあります。）

- (1) 本奨学金を受給することで学業継続が可能となる学生で、次のいずれかに該当する者
 - ① 家計支持者の収入が前年に比べて激減し、学業継続が困難になった者
 - ② 特段の事由で、経済状況が継続的に特に厳しい者
 - ③ 親（家計支持者）の経済力に頼ることができずに自活している学生で、事故・病気等やむを得ぬ事由で生活・学業の維持が困難と認められる者
- (2) 本学に在学している学生で、勉学に熱意を有し学業に真剣に取り組んでいる者
- (3) 何らかの奨学金の貸与を受けていること
 - ① 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者
 - ② 自治体・財団・その他の奨学金を受けている者
 ※日本福祉大学経済援助学費減免奨学生は申請できません。